



において同じ。)であることが、当該揮発油を航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十四条第一項に規定する航空機の所有者等に譲渡した者が交付した書類で当該航空機の所有者等が所持するもの(以下この条において「証明書」という。)により明らかにされた航空機燃料は、前条の規定による改正後の航空機燃料税法施行令第三条の規定の適用については、地方揮発油税が課された又は課さるべき揮発油であることが、当該証明書により明らかにされたものとみなす。

**附 則 (平成二六年五月一四日政令第一  
七九号) 抄**

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日政令第一  
五四号)**

(施行期日)  
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)  
2 この政令による改正後の航空機燃料税法施行令第六条第四項の規定は、この政令の施行の日以後に提出する航空機燃料税法第十四条第一項の申告書について適用し、同日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例による。